

三田市オンブズパーソン

平成27年度

活動状況報告書

[平成27年4月1日～平成28年3月31日]

三田市オンブズパーソン

三田市経営管理部行政管理室総務課

目 次

1	はじめに	1
2	オンブズパーソン所感	
(1)	曾和 俊文（そわ としふみ） 代表オンブズパーソン	2
(2)	西野 百合子（にしの ゆりこ） オンブズパーソン	3
3	オンブズパーソン制度の運用状況	
(1)	オンブズパーソン制度についての問合せ	4
(2)	オンブズパーソンへの意見等の申立て	4
(3)	オンブズパーソンによる意見等申立ての処理状況一覧	6
(4)	オンブズパーソンの自己の発意に基づく調査	8
4	処理事例	
(1)	申立て第1号調査結果（申立ての趣旨に沿えなかったもの）	9
(2)	申立て第2号調査結果（申立ての趣旨に沿えなかったもの）	13
(3)	申立て第5号調査結果（申立ての趣旨にそえなかったもの）	18
(4)	自己発意第1号調査結果	20
5	例規等	
(1)	三田市オンブズパーソン条例	29
(2)	三田市オンブズパーソン条例施行規則	34

1 はじめに

本市では、平成25年12月24日に「三田市オンブズパーソン条例」を制定し、平成26年4月1日から施行しています。オンブズパーソン制度は、市政に関する意見等をオンブズパーソン（外部の学識者）が公正・中立的な立場で調査、簡易迅速に処理し、必要な場合には、市の機関に対して是正等の勧告や制度の改善を求める意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護と公正・透明な行政運営を図るものです。

平成27年度のオンブズパーソン制度の運用状況の概要としては、オンブズパーソンは8件の意見等申立てを受け付け、そのうち3件について調査いたしました。また、事務局への相談・問合せは14件寄せられました。

そのほか、平成26年度に申し立てられた意見等を端緒として、オンブズパーソン自らの発意により「公私協働時代における職員の職務専念義務のあり方」をテーマに、市が市民団体等と協働によりまちづくりを進める際の市職員の関わり方について、法的手立てを整理し、公私協働のまちづくりの助力となることを目的に調査を行いました。

このたび、制度の施行後2年が経過しましたが、制度の定着には今しばらく期間を要するものと考えておりますことから、この制度が市民の皆様方にとって気兼ねなく身近な存在として感じていただけるよう、一層の周知啓発に努めてまいります。

平成28年4月

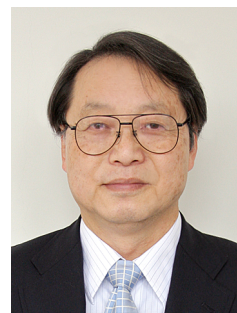
三田市経営管理部行政管理室総務課

2 オンブズパーソン所感

(1) 曾和 俊文（そわ としふみ） 代表オンブズパーソン

オンブズパーソン就任二年目を終えて

曾和 俊文



三田市オンブズパーソンに就任したのが2014年の4月1日。それからあっという間に二年間が経過しました。

二年目の一年間に、市民から寄せられた「意見等の申立て」は8件でした。件数は昨年度と同様ですが、この制度について市民の理解が進めば徐々に申立件数も増えるのではないかと期待していただけに、この件数はいささか期待外れです。兵庫県下でオンブズパーソンを制度化しているのは、明石市と三田市だけですので、市民の間で、オンブズパーソン制度の存在について、まだまだよく知られていないのかもしれない。しかし本制度は、市民の方々が三田市の行政活動について、ご意見・ご要望を出せる貴重な機会であります。苦情だけではなく意見・提案も受け付けていますので、是非、積極的に活用していただければと願っています。

今年度は、申立てに基づく調査の他に、オンブズパーソンの自己発意に基づく調査として「公私協働時代における職員の職務専念義務のあり方」について調査結果と提言をまとめました。まちづくりなどの共通の目的のために市民団体と三田市が協働し、その中で職員が市民団体の仕事を一部担当することもみられます。市の職員が公共的な活動を行っている市民団体の仕事を担当することは法令でも認められていることですが、今回の調査・提言は、その実態を明らかにして、職員の関与をより積極的かつ明確に位置づけるように求めたものです。全国的にも先進的な対応を求めた提言となったのではないかと自負しているところです。

これから三年目が始まります。市民からの申立てに迅速・適切に応答することはもとより、申立て案件の処理を通じて発見した問題について、オンブズパーソン発意の調査・検討も行ってゆきたいと考えています。皆様、どうかよろしく願いいたします。

(2) 西野 百合子 (にしの ゆりこ) オンブズパーソン

オンブズパーソン 2年目



西野 百合子

本年度の申立件数は8件と、2年目にしてはあまり振るいませんでした。三田市民の大多数の皆様が、三田市の仕事ぶりに満足しておられるのであれば大変結構なのですが、実際にはオンブズパーソン制度自体がまだ知られておらず、十分に活用されていないのではないかと懸念されます。今後のオンブズパーソン制度の広報の仕方も考えていかねばならないと思うところです。

一方で私たちは、オンブズパーソン発意による調査案件のほうに力を注ぐことができ、そこではある程度の成果も出せたと自負しております。

市職員がその身分を保有したままで、他団体の事務を取り扱う場面で生じる法的な問題や、具体的な規制のあり方については、これまであまり突き詰めて論じられていませんでした。しかし21世紀の行政は、市民の参画を求めて公私協同で作業を行うことが多く、市職員が他団体の事務に関わる必要性は否定できません。私たちは三田市における実情を調査した上で、現実には違法な行為はなかったことを確認しました。そのうえで今後の対応として、業務内容に応じて適正な法の裏付けを与え、職員が安心して仕事をできるようにすべきと考え、オンブズパーソンの意見としてその方向性を示しました。

調査の過程では三田市の各部局にご協力をいただき、また今後にもオンブズパーソンの提案内容に沿って三田市条例等の整備を行う予定であるとお聞きして、私たちの仕事が三田市の市政改善の一助となったことを嬉しく思っております。

市民の皆様からの申し立ては、単なる個人の救済だけでなく、このように三田市全体の市政改善のきっかけとなる可能性があります。皆様はぜひオンブズパーソン制度を活用して、三田市政を良くしていただきたいと思います。

3 オンブズパーソン制度の運用状況

(1) オンブズパーソン制度についての問合せ

件数 14 件 (匿名 4 件)

ア 内容別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①意見等申立ての相談	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4
②制度に関する質問	3	0	1	1	2	3	0	0	0	0	0	0	10
③制度に対する意見・批判	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	5	0	1	1	2	3	0	0	2	0	0	0	14

イ 方法別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①電話	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
②窓口	4	0	1	1	2	3	0	0	1	0	0	0	12
月別計	5	0	1	1	2	3	0	0	2	0	0	0	14

(2) オンブズパーソンへの意見等の申立て

件数 8 件

ア 方法別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①持参	0	0	0	0	1	0	3	2	0	0	0	1	7
②郵送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③電子メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ファクシミリ	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
月別計	0	1	0	0	1	0	3	2	0	0	0	1	8

イ 対象機関別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①市民病院事務局総務課	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
②まちづくり部コミュニティ課	0	0	0	0	1	0	3	2	0	0	0	0	6
③都市整備部公園みどり課	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
④総務部人事課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
月別計	0	1	0	0	2	0	3	2	0	0	0	1	9※

※ 申立ての内容により複数の対象機関が存在

ウ 面談件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
意見等申立てを受けての面談	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
(調査実施)	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3
(面談後に取り下げ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ 処理結果別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①申立ての趣旨に沿ったもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(勧告・意見表明)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②申立ての趣旨に沿えなかったもの	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3
③調査しない事項※に該当したもの	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1	5
④継続中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	1	0	0	1	0	2	3	0	0	0	1	8

※この条例に基づき既に意見等の処理が終了している事項（条例第2条第6号該当）等

(3) オンブズパーソンによる意見等申立ての処理状況一覧

ア 申立て第1号

申 立 日	5月8日
申立ての趣旨	市民病院が顧問弁護士へ支払った報酬に疑義があるため返還を求めたもの
担 当	曾和オンブズパーソン
面 談	無（申立人の希望による）
市の所管課	市民病院事務局総務課
事 情 聴 取	5月22日（13時20分～13時45分）
結 果	申立ての趣旨に沿えなかったもの《9ページ参照》
結果通知日	6月9日《調査期間：32日間》

イ 申立て第2号

申 立 日	8月7日
申立ての趣旨	武庫が丘コミュニティセンターの建設計画の変更等を申し立てたもの
担 当	西野オンブズパーソン
面 談	8月25日（9時30分～10時15分）
市の所管課	まちづくり部市民協働局コミュニティ課 都市整備部公園みどり課
事 情 聴 取	8月25日（10時35分～11時30分）
結 果	申立ての趣旨に沿えなかったもの《13ページ参照》
結果通知日	10月5日《調査期間：59日間》

ウ 申立て第3号

申 立 日	10月2日
申立ての趣旨	行政事務委託料の支払い留保又は返還を申し立てたもの①
担 当	曾和オンブズパーソン・西野オンブズパーソン
市の所管課	まちづくり部市民協働局コミュニティ課
結 果	調査しない事項に該当したもの※
結果通知日	10月6日

※この条例に基づき既に意見等の処理が終了している（平成26年度申立て第6号）。

※意見等の内容が、意見等の申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過している。

エ 申立て第4号

申立日	10月2日
申立ての趣旨	行政事務委託料の支払い留保又は返還を申し立てたもの②
担当	曾和オンブズパーソン・西野オンブズパーソン
市の所管課	まちづくり部市民協働局コミュニティ課
結果	調査しない事項に該当したもの※
結果通知日	10月6日

※この条例に基づき既に意見等の処理が終了している（平成26年度申立て第5号）。

オ 申立て第5号

申立日	10月16日
申立ての趣旨	個人情報の取扱いが不適切であるので是正を求めるもの
担当	曾和オンブズパーソン
面談	11月6日（13時30分～14時25分）
市の所管課	まちづくり部市民協働局コミュニティ課
事情聴取	11月6日（14時35分～15時05分）
結果	申立ての趣旨に沿えなかったもの《18ページ参照》
結果通知日	11月18日《調査期間：33日間》

カ 申立て第6号

申立日	11月12日
申立ての趣旨	職員の職務専念義務違反の疑念等から是正等を申し立てるもの
担当	曾和オンブズパーソン・西野オンブズパーソン
市の所管課	まちづくり部市民協働局コミュニティ課
結果	調査しない事項に該当したもの※
結果通知日	11月20日

※この条例に基づき既に意見等の処理が終了している（平成26年度申立て第5号及び第8号）。

※監査委員が既に監査を実施していることからオンブズパーソンの所管事項ではない。

キ 申立て第7号

申立日	11月24日
申立ての趣旨	三田市区・自治会連合会による市パソコン使用に疑念を申し立てたもの
担当	曾和オンブズパーソン・西野オンブズパーソン
市の所管課	まちづくり部市民協働局コミュニティ課
結果	調査しない事項に該当したもの※
結果通知日	11月30日

※この条例に基づき既に意見等の処理が終了している（平成27年度申立て第5号）。

ク 申立て第8号

申立日	3月22日
申立ての趣旨	職務専念義務免除中の職員の職務に関して調査を求めたもの
担当	曾和オンブズパーソン・西野オンブズパーソン
市の所管課	総務部総務課
結果	調査しない事項に該当したもの※
結果通知日	3月28日

※この条例に基づき既に意見等の処理が終了している（平成27年度自己発意調査第1号）。

(4) オンブズパーソンの自己の発意に基づく調査

件数1件

調査実施開始日	4月10日
調査の趣旨	平成26年度申立て第8号を端緒として、調査を実施したもののテーマ「公私協働時代における職員の職務専念義務のあり方」
担当	曾和オンブズパーソン 西野オンブズパーソン
市の所管課	総務部人事課、まちづくり部市民協働局コミュニティ課 ほか
結果	法的仕組み及び三田市観光協会事務局の独立に向けて検討することを提言 《20ページ参照》
結果通知日	3月16日《調査期間：341日間》

4 処理事例

(1) 申立て第1号調査結果（申立ての趣旨に沿えなかったもの）

意見等申立ての趣旨	三田市民病院での医療ミスによる損害賠償について、被害者と加害者との協議を行うため、三田市民病院が顧問弁護士へ支払った報酬の内容に疑義がある
調査の結果	<p>1 はじめに、申立人から提出された「申立て理由」、及び、市の機関である三田市民病院からの事情聴取を踏まえて、申立ての趣旨について、次の点を補足する。</p> <p>(1) 三田市民病院での医療ミスに関しての、申立人と三田市民病院との間における交渉等の経緯は、次のとおりである。</p> <p>ア 平成25年3月22日 申立人は、三田市民病院整形外科において手術を受けた。この際、右手第4指伸筋腱断裂の手術であったところ、三田市民病院の担当医師は、誤って健常である右手第3指に手術操作を加える事故（以下「本件事故」という。）が発生した。これにより、申立人は、術後2カ月に1回程度通院を繰り返すも、最終的に右手第3指に可動域制限が生じる等の後遺障害が残存することとなった。</p> <p>なお、三田市民病院は医療過誤を認めており、この点について双方に争いはなく、争点は補償金額にある。</p> <p>イ 平成26年4月10日 同月2日に実施された申立人と三田市民病院との面談時に、申立人が三田市民病院に対し、本件事故に係る補償の考え方を示すよう要望したことを受けて、三田市民病院が補償の考え方を示す書面を申立人に送付し、当事者間で解決すべく話し合いを始めた。</p> <p>ウ 平成26年6月30日 申立人が代理人弁護士を選任した旨の通知を三田市民病院が受領した。</p> <p>エ 平成26年8月12日 三田市民病院が同院顧問弁護士を代理人として選任した旨の通知を申立人に送付した。</p> <p>オ 平成26年12月3日 申立人が3217万9985円の損害賠償の支払いを求めて神戸地方裁判所に提訴した（本人訴訟）。</p> <p>カ 平成26年12月9日 三田市民病院の代理人弁護士が同院に</p>

対し、訴外折衝着手金（申立人の言葉では「訴外折衝費用」）として43万2000円を請求した。

キ 平成26年12月26日 三田市民病院が同弁護士に対し、上記金員を支払った。

ク 平成27年4月22日 三田市民病院の代理人弁護士が同院に対し、訴訟着手金として129万6000円を請求した。

ケ 平成27年4月24日 三田市民病院が同弁護士に対し、上記金員を支払った。

(2) 以上の経緯のもと、申立人は、意見等申立ての理由として、次のとおり主張している。

ア 主張1

上記の損害賠償の交渉を、三田市民病院は平成26年8月12日に顧問弁護士に依頼しているが、その後、幾度となく被害者依頼の弁護士が三田市民病院代理人弁護士に交渉・折衝を試みるが、同弁護士からは何らの回答がなく、交渉・折衝が行き詰まった状態になった。そのため、被害者である申立人が原告となって同年12月3日に神戸地方裁判所に提訴した。

ところが、同弁護士は三田市民病院に対して、同月9日に着手金の名目で訴外折衝費用（三田市民病院は訴外折衝着手金であると主張している。以下同じ。）として金43万2000円を請求し、同月26日に三田市民病院はそれを支払っている。

同年8月12日以来、一切の交渉も折衝もせず放置に近い状態にしておいて、訴外折衝費用を請求する方も問題であり、何の検証もせず支払う方も問題である。大事な税金の無駄使いと言わざるを得ない。

よって、訴外折衝費用の返還を求める。

イ 主張2

また、同弁護士は、平成11年度より顧問契約をしており、独占的であり癒着にも繋がりがねないため、この際、改革を提案する。

(3) なお、本件申立ては、弁護士費用の支払いという財務会計上の行為に関するものであることから、意見等申立書の送達確認時(本件申立てはファクスにより提出された。)に事務局において住民監査請求が行える旨を申立人に知らせたところ、申立人は住民監査請求手続との関係を了知したうえで、本件申立てを行っているとのことであった。同時に、事務局においてオンブズパーソンとの面談の日時を調整しようとしたところ、申立人は、別紙「意見申立ての理由」に書いたとおりであり、それ以上付け加えるところはないので、オンブズパーソンとの面談を希望しないとのことであった。

また、三田市民病院から事情聴取を行った後で、オンブズパーソンとして、念のため、申立人に対して三田市民病院から事情聴取を実施したことを伝えるとともに、その上で再び、①オンブズパーソンへの面談希望の有無、②仮に、面談を希望しない場合にあっては、意見等申立書に記載する事項以外に申し述べたい事項の有無、及び「有」の場合における書面提出の有無の各点について、事務局を介し確認したところ、申立人は、意見等申立書記載のとおりであり、いずれの点についても不要である旨を回答した。

2 以上の申立てについて、三田市民病院への事情聴取により、以下の事実が確認された。そこで、本件申立てに対するオンブズパーソンとしての結論は、次のとおりである。

(1) 主張1について

ア 三田市民病院は、全国自治体病院協議会を通じて病院賠償責任保険に加入しており、当該保険の対象範囲は、補償金のみならず、弁護士費用も含まれている。そして、申立人が指摘する訴外折衝費用 43 万 2000 円については、病院賠償責任保険の引受先である民間保険会社が定める弁護士費用基準に基づき、訴外折衝着手金として支出されたものである。民間保険会社が妥当と認めた弁護士費用は保険によりカバーされる。すなわち、同会社の定めている弁護士費用基準では、大きく「訴訟事案」と「訴外賠償交渉」に分けて、それぞれ、訴額(あるいは請求額)に応じて着手金の額等が定められている。今回の訴外折衝費用は、損害賠償請求額「3000 万円以上 5000 万円未満」に対

応する着手金 40 万円に消費税 3 万 2000 円を加算した額として算出されている。民間保険会社の定めている弁護士費用基準による金額は、以前に日本弁護士連合会が定めていた「報酬等基準」による金額と比べても特段の差異は見受けられない。

なお、金銭支払いの具体的な流れについては、三田市民病院が一旦受任者である同院代理人弁護士に支払った後、保険会社から三田市民病院に同額が支払われるシステムとなっている。したがって、保険処理により最終的に三田市民病院には、本件に関する弁護士費用の経済的負担は生じないこととなる。

イ 以上の事実に基づき、申立人の主張 1 について判断するに、オンブズパーソンとしては、三田市民病院代理人弁護士に着手金を支払う上記システムに格別不合理な点は見受けられず、当該金額が不当に高いとも思われぬ。

したがって、申立人の主張 1 は採用できない。

(2) 主張 2 について

ア 三田市民病院では、医療に関する専門的な知識が求められることから、平成 11 年度より、三田市の顧問弁護士とは別に、大阪弁護士会の紹介により医療分野に精通した顧問弁護士を依頼している。三田市民病院によると、同弁護士には、訴訟のほか、示談や相談等の業務も担っていただいているとのことである。一般に、医療訴訟が長期間に及ぶことが多いこと、専門的知識が必要とされることなどから、一旦契約した顧問弁護士との顧問契約は、特段の事情がない限り、継続することとしているとのことである。

イ この点について、オンブズパーソンとしても、顧問弁護士は、特別に問題が生じない限り、継続して選任するのが通例であると考えられる。また、申立人は、顧問契約が長期間に及ぶことが独占的であり癒着に繋がりがねないと主張するが、具体的な癒着の事実や癒着による弊害などが示されているわけではない。

したがって、申立人の主張 2 には理由がなく、現段階において、顧問契約を見直すなどの対策を講じる必要性は認められないと判断する。

3 最後に、本件申立てに関し、申立人と三田市民病院とは、現在、医療ミスをめぐる訴訟が係属中である。それゆえ、訴訟内容に係ること、及び事前交渉の内容の当否等についてオンブズパーソンと

	しては判断する立場にないことを申し添える。	
申立受付年月日	平成27年 5月 8日	要した日数
市の機関への調査年月日	平成27年 5月22日	14日間
調査結果通知年月日	平成27年 6月 9日	32日間

(2) 申立て第2号調査結果（申立ての趣旨に沿えなかったもの）

意見等申立ての趣旨	<p>武庫が丘連自治会では、武庫が丘コミュニティセンターの移管事務が進行しているが、平成27年8月2日、フラワータウン市民センターにて開催された「武庫が丘コミュニティセンター建替報告会」と称する会にて、三田市の職員の説明の中に疑念のある内容があるので申し立てる。今回の申立ては、三田市が管理者である都市公園の駐車場に関する内容に限定する。</p>
調査の結果	<p>1 はじめに、申立ての趣旨について次の点を補足する。</p> <p>(1) 申立人は、本件の申立て理由として、概ね次の2点を意見等申立書に記載している。</p> <p>ア 武庫が丘コミュニティセンター北側に位置する駐車場の中央部分に境界線が引かれており、その境界線の北側が三田谷公園駐車場、南側を武庫が丘コミュニティセンター駐車場として分けられている。</p> <p>建替後の武庫が丘コミュニティセンターには、北側の三田谷公園敷地の出入口と武庫が丘コミュニティセンター敷地の東側の出入口が設置される。しかし、コミュニティセンター建物の東側の通路にはバリカを設置するとの計画があり、北側駐車場に駐車するについては、三田谷公園敷地上にある北側出入口から進入せざるを得ない構造である。このため武庫が丘コミュニティセンターの利用者が三田谷公園敷地を利用することとなり、都市公園法（昭和31年法律第79号）に定められた公園施設の使用に制限を加えるものである。また、都市公園法の公園の用途以外の使用であり違法である。</p> <p>よって、この建替計画はコミュニティ活動の拠点として武庫が</p>

	<p>丘コミュニティセンターを利用しようとする者に対して、違法行為を強制するものである。</p> <p>イ 市は三田谷公園の区域を変更し、駐車場を横断している境界線を駐車場外側に沿うように変更し、全体を武庫が丘コミュニティセンターに付属する駐車場としてから、武庫が丘連合自治会との建物無償譲渡契約を締結するべきである。</p> <p>(2) 以上に掲げる事項をもとに、申立人との面談で聴取した本件申立ての趣意は、次の2点である。</p> <p>ア 現況の境界であれば、駐車場を利用することが都市公園法に違反するため、駐車場を使用してはならない（主張1）。</p> <p>イ 駐車場を使用できないのではコミュニティセンターの機能として不十分であるから、武庫が丘コミュニティセンターの建替設計を変更すべきである（主張2）。</p> <p>2 以上に掲げる申立人の主張に対し、市の機関（コミュニティ課及び公園みどり課）に事情聴取を行った結果、以下の事項を確認した。</p> <p>(1) まず、申立ての対象となっている武庫が丘コミュニティセンターと三田谷公園の境界線が横断する駐車場の実情に関して整理すると、次のとおりである。</p> <p>ア 東側通路には、一般車両の通り抜け防止と防犯のため、可動式のバリカを設置する。なお、夜間はバリカを引き上げて通行を禁止するが、武庫が丘コミュニティセンター利用時間中はバリカを下ろし、東側出入口から進入して通路を通り北側駐車場に駐車するという方法も可能である。</p> <p>イ 武庫が丘コミュニティセンターを利用するために三田谷公園敷地上を通行したり、そこで車両の転回をすることは、公園の一時的な使用であって「占用」に該当せず、また、三田谷公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれがある行為とは言えない。公園を占用していない以上、その許可を与える必要はない。</p> <p>さらに、武庫が丘コミュニティセンター利用者が隣接する三田谷公園施設の駐車場に駐車することと、反対に三田谷公園利用者</p>
--	---

が武庫が丘コミュニティセンター駐車場に駐車することが予想されるものの、相互に利用し受益しているものであるため、三田谷公園の利用を不当に制限する行為とは考えていない。

本件の利用は、三田市都市公園条例（平成2年三田市条例第8号）第22条の規定に基づく公園施設の目的外使用として許容され则认为している。

ウ 従前から三田谷公園駐車場の管理業務を地元自治会に委託しており、建替後のコミュニティセンター駐車場の管理も自治会が行うことになるから、両者を一体的かつ適正に管理運用し得るだろうと认为している。

(2) 次に、三田谷公園の区域の変更については、基本的に、三田谷公園用の駐車場はこの場所に必要な施設と認識しており、公園駐車場を廃止してコミュニティセンターの駐車場に切り替えることは考えていない。

もし仮に、公園区域を変更するとすれば、同公園が都市計画公園であることから、都市計画法（昭和31年法律第79号）に基づき、都市計画審議会の審議を経たうえで都市計画を変更するという手続が必要であり、三田市全域のバランスや各種の利害を考慮しつつ、慎重な対応を要する課題である。したがって、現時点で、武庫が丘コミュニティセンターに限った変更を行うことはできない。

3 以上の三田谷公園駐車場と武庫が丘コミュニティセンター駐車場の利用状況等を前提として、申立人の申立内容について次のとおり判断する。

(1) 主張1について

ア まず、申立人の主張は、東側通路がバリカによる制限を加えられ、北側駐車場に駐車しようとする車両は北側出入口のみからしか進入できないことを前提としたものである。

しかしながら、市の機関からの事情聴取結果によると、前記2(1)アのとおり、当該バリカは可動式であり、武庫が丘コミュニティセンター利用時間中は、東側出入口を使用することが可能であることから、申立人の主張には事実誤認があり、そのことを前提

とする主張には理由がない。

イ 次に、コミュニティセンターの利用者が、本件で問題とされているコミュニティセンター北側駐車場へ進入したり車両を転回する際に、敷地境界線を越えて隣接する公園駐車場内に踏み込む行為については、ごく短時間の使用であるから、前記2(1)イの市の機関が主張するとおり、公園の占用に該当しないほか、公園の使用を不当に制限するものではなく、都市公園法に違反しているとは言えないと判断する。

このような公園の利用方法を許すとして、その法的位置づけが問題となる。市側は三田市都市公園条例第22条の規定に基づく公園施設の目的外使用に該当するとの見解を示したが、同条は目的外使用をするにつき市長の許可が必要とされている。コミュニティセンターの利用者がコミュニティセンターの駐車場に駐車するにあたり、公園駐車場の敷地を数分間通過することについて、いちいち市長の許可を求めなければならず、許可が無ければ通行できないから、ひいてはコミュニティセンターの駐車場に駐車できないというのでは、日常的なコミュニティセンターの利用方法として煩雑に過ぎて不便極まりなく、現実的な運用方法とは言えない（市の機関が、いちいち市長の許可を求めさせる運用を予定しているかどうかは、明確ではない。）。

思うに、三田市都市公園条例第22条の規定に基づく公園施設の目的外使用とは、少なくとも数時間以上にわたる一定時間の継続的な利用を想定した規定であって、本件で議論している数分間の通過は「目的外使用」と解する必要はないのではないかと。オンブズパーソンとしては、この問題は行政法の秩序よりも、社会生活上の相隣関係（民法秩序）によって解決されるべきことと考える。すなわち、本件公園とコミュニティセンター敷地との位置関係からみて、コミュニティセンター駐車場への進入や車両転回のために一時的に公園の敷地を越境通過することが避け難い以上、そのことは社会生活における相隣関係から許容されると見るべ

きであり、通行にあたりその都度公園管理者から目的外使用許可を得る必要はないと判断する。

ウ ところで、コミュニティセンター駐車場と公園駐車場の相互利用については、公園の利用を阻害するものではないから、公園施設の目的外の一時使用として許可することは法的に可能と判断するとともに、むしろ、相互利用は両施設の駐車場を有効活用して駐車台数を増やし、もって各施設の効用を高めることに資するから、双方の利用者にとって利益であり合理的な施策であると思料する。

もつとも、両駐車場の管理業務を同一機関に委ねたからといって、そのことにより直ちに相互利用を許可したとみてよいかは疑問である。駐車時間は数時間にわたることもあるのであるから、先の一時的な通過とは異なり、やはり行政法秩序に服すべき場面であり、公園の目的外使用許可の形で法的な裏付けを整備すべきであろう。コミュニティセンター利用者に対して、公園駐車場自体の利用を許可するのであれば、その敷地上を一時的に通行することは当然に許されるから、本件申立人の疑念が払拭されることにもなる。

この点につき、市の機関は、公園の目的外使用許可を含む駐車場の相互利用協定を締結することを検討していると聞かすが、オンブズパーソンはこの協定の締結に関し、法令上の違法又は不当な点はないと判断する。従って、公園管理者は、コミュニティセンター管理者との間で双方の駐車場の相互利用に関する協定を締結するとともに、コミュニティセンター利用者がこの協定条件に従って公園駐車場に駐車したり公園敷地上を通行することは、公園の目的外使用として包括的に許可するという方針で進められたい。

(2) 主張2について

前記2(2)のとおり、市の機関は、三田谷公園の区域の変更は、同公園が都市計画公園であるため、政策的に、三田市全域を考慮した

	都市計画による慎重な対応を要することから、現時点で武庫が丘コミュニティセンターに限った変更は行わないと主張しているところ、この主張に不合理な点はないと判断する。	
申立受付年月日	平成27年 8月 7日	要した日数
市の機関への調査年月日	平成27年 8月25日	18日間
調査結果通知年月日	平成27年10月 5日	59日間

(3) 申立て第5号調査結果（申立ての趣旨に沿えなかったもの）

意見等申立ての趣旨	<p>平成27年4月1日以降において、三田市コミュニティ課の職員が、三田市区・自治会連合会（以下「連合会」という。）の事務局員として活動している。連合会の事務局は、三田市役所コミュニティ課内にある。三田市（以下「市」という。）と連合会は全く別の組織で、市は公共団体、連合会は公共的団体ではあるが任意団体である。</p> <p>しかし、市職員が日常使用している市所有のパソコンを使用して、連合会の個人情報のやりとり、固有の事務が行われている。このような個人情報の取扱いは、個人情報の管理の視点からみて不適切であるので、是正を求める。</p>
調査の結果	<p>1 申立人との面談で聴取した意見も踏まえて、この申立てに関し確認した事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) この申立ての趣旨は、次のとおりであることを確認した。</p> <p>連合会が作成する行政事務委託料の支払先等を記した一覧表（以下「支払一覧表」という。）には個人情報に掲載されているが、この個人情報は、市が保有するパソコンに保存されている。すなわち、両者が混然一体となっており、個人情報の処理として不適切である。</p> <p>(2) 連合会の組織構造等についてのその他の主張は、本件の申立てでは取り扱わないことを確認した。</p> <p>2 以上の申立ての趣旨に対し、市の機関（コミュニティ課）への事情聴取により確認した点は、次のとおりである。</p> <p>(1) 行政事務委託料の支払い</p>

	<p>ア 市は、連合会との間において行政事務委託契約を締結し、市が発行する各種文書等の配付又は回覧など自らが行うべき事務の一部を毎年度連合会に委託している。</p> <p>イ 当該業務委託に要する経費である行政事務委託料は、連合会から請求がなされるが、同会が指定する各自治会の口座に直接振り込むこと（代理受領）により支払っている。</p> <p>(2) 支払一覧表の取扱い</p> <p>支払一覧表は、連合会が、各区・自治会の区長や自治会長から情報を取りまとめたうえ、同会から市に対し、行政事務委託料の支払い請求書に添えて提出されたものである。</p> <p>3 以上の確認に基づき、個人情報の取扱いについて、以下のように判断する。</p> <p>ア 市は、個人情報の取扱いを定めた三田市個人情報保護条例を制定している。同条例では、個人情報の収集に関し、本人の同意があるときや法令等の規定に基づくときその他特別の理由がある場合を除き、原則本人から収集しなければならないことを定めている（第7条第2項）。</p> <p>そこで、本件、行政事務委託料の支払一覧表に記載されている個人情報の取扱いが、上記個人情報保護条例に照らして適切であるのかどうかについて考察する。</p> <p>イ 本件支払一覧表は、連合会が本人（各区・自治会の区長や自治会長）から情報を取りまとめたうえ、同会から市に対して提出されたものである。また、市が行政事務委託料を実質的に行政事務を担当した単位自治会等に対して支払う際に、振込口座等の情報が不可欠であるとの事情の下で、連合会から任意に提出されたものである。以上のような個人情報の取扱いは、市の個人情報保護条例に照らして何ら不適切なところはなく、申立人の主張には理由がないと判断する。</p> <p>なお、パソコンの使用について付言するに、このパソコンは市の所有物であり、市の職員が市の業務を行うために使用している</p>
--	--

	<p>ものである。本件支払一覧表に含まれている情報は市が行政事務委託料を支払う上で必要な情報として、連合会から任意の提出を受けて市のパソコン内に保管しているものであって、ここにも不適切なところは見られない。</p> <p>ウ 以上のとおり、支出一覧表の取扱いについては、申立人が主張するパソコンの取扱いを含め、上記条例の規定に照らし、何ら不適切な点はないと判断する。</p>	
申立受付年月日	平成27年10月16日	要した日数
市の機関への調査年月日	平成27年11月6日	21日間
調査結果通知年月日	平成27年11月18日	33日間

(4) 自己発意第1号調査結果

発意に基づく調査の趣旨	<p>平成26年度申立て第8号調査を端緒として、オンブズパーソンの発意により「公私協働時代における職員の職務専念義務のあり方」について調査を実施する。その目的は、次のとおりである。</p> <p>三田市は、まちづくりを他の団体と協働で進めているが、その際、三田市職員の関わり方について、法的手立てを整理し、公私協働のまちづくりの助力となることを目的としている。</p>
調査の結果	<p>1 「協働」の意義</p> <p>(1) 平成27年7月に策定された「三田市協働のまちづくり基本指針」によると、「協働」とは、市民、団体及び事業者（以下「市民活動団体等」という。）並びに行政など活動や立場が異なる者が、豊かで活力のあるまちづくりなどの共通の目的を達成するために、お互いの信頼に基づいて、それぞれの立場と分野を活かし、対等の関係で活動し、連携し、及び協力して取り組むことをいう。</p> <p>市民活動団体等及び行政が、協働のあり方や必要性などを認識し、実践することにより、協働のまちづくりが進められ、次のような効果が期待できる。</p> <p>ア 行政にとっての効果</p> <p>(ア) 新たな市民ニーズを的確にとらえ、公平・平等の特性を持つ行政では対応の難しい市民ニーズに対して、迅速かつきめ細やかに対応することができる。</p>

	<p>(イ) 柔軟性、個別性といった行政とは異なる特性を有する市民活動団体等と協働することにより、職員の意識改革や資質向上につながる。</p> <p>イ 市民活動団体等及び行政にとっての効果</p> <p>(ア) 連携を深めていくことによって、お互いに学び合い、信頼関係が増すことで、協働の相乗効果が高まり、質の高い行政サービスが提供できる。</p> <p>(イ) 市政や地域への関心が高まり、市民活動や地域活動に参加する機会が増加することで、市民の視点に立った市民主体のまちづくりが推進され、心ふれあう豊かな地域社会が実現できる。</p> <p>(2) 上記のとおり、現在、三田市は市民活動団体等と協働により成熟都市にふさわしいまちづくりを進めているが、この調査は、その際の三田市職員の関わり方について、法的手立てを整理し、公私協働のまちづくりの助力となることを目的とするものである。</p> <p>2 調査の経過等</p> <p>(1) 三田市オンブズパーソン条例第3条第2号は、オンブズパーソンの職務の一つとして、申し立てられた意見等を端緒として、自己の発意に基づき取り上げた事案の調査を行うことを規定している。</p> <p>この調査は、当該規定による自己の発意に基づく調査である。</p> <p>(2) 平成26年度申立て第8号は、三田市区・自治会連合会の事務局が、三田市コミュニティ課に置かれ、同課の職員が事務局員として同会の事務を担当していることは、地方公務員法第35条に規定する職務専念義務に反するのではないかとの疑義を申し立てたものである。</p> <p>この申立てに対し、オンブズパーソンは、調査の結果、三田市職員が勤務時間中に三田市区・自治会連合会の事務を担い、同会を支援していることは、地方公務員法第35条の規定に基づく「職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条第3号及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」第2条第1号を根拠として、是認されているものと解されると判断したところである。</p> <p>一方で、上記条例及び規則に規定されている職務専念義務の免除に必要となる「あらかじめ任命権者の承認を得ること」について、明確な承認行為はなされていなかったことが確認でき、このことは、公務の秩序の観点から見れば、厳密には問題なしとしないが、実態として実質的に承認を得ていると解されることから、上記各規定に違反する</p>
--	---

とまでは言えないと判断したところである。

そして、最後に、以下のとおり意見を申し述べ、この調査の実施を予告したところである。

「4 本件申立てについてのオンブズパーソンとしての意見は以上のとおりであるが、この申立てを契機に、三田市区・自治会連合会に限らず、外部団体の仕事を三田市職員が行う場合の法的仕組み全般について整備する必要性を感じている。行政のさまざまな領域で公私協働が推進されている中で、三田市の職員が外部団体に派遣されたり、外部団体と三田市とが協働して公共的な業務を実施したりすることが多くなっている。このような場合に、三田市職員が勤務時間内に外部団体の仕事をなす機会も増えてくるが、それを明確な制度とするためにも、職務専念義務の免除に係る制度を整備する必要がある。この点については、オンブズパーソンとして継続的に調査を進め、一定の段階で三田市に提言をなしたいと考えている。」

(3) 以上のほか、「職務専念義務の免除」と併せて「給与の支給」についても、法的仕組みを整備する必要性があると考え。

なお、この点の検討に当たっては、「職務専念義務の免除」と「給与の支給」について整理したうえで法制化された「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の考え方を参考とする。

3 各外部団体の現状調査等

(1) 三田市役所内に事務局を置き、三田市職員が事務局を担当している外部団体は、オンブズパーソンの調査によると、別表のとおりである。

(2) そのうち、平成 26 年度申立て第 8 号の調査において事情を聴取した三田市区・自治会連合会の事務局に加え、次に掲げる外部団体の事務局から、直接事情を聴取した。

ア 三田市民生委員児童委員協議会

イ 三田市観光協会

ウ 三田市同和教育研究協議会

エ 三田市青少年補導委員会

これらの団体を事情聴取の対象とした理由は、三田市職員の年間の従事時間及び従事時期に関する予備調査の結果、これらの団体における職員の年間の従事時間が概ね 500 時間を超え、かつ、年間を通じて繁忙であることに基づく。事情聴取においては、上記外部団体に関し、次に掲げる事項について、実状の把握に努めた。

	<p>ア 当該外部団体の業務の法的根拠や内容</p> <p>イ 当該外部団体の業務に三田市が関わる法的根拠や理由</p> <p>ウ 当該外部団体の業務に三田市の職員が関わる内容や程度</p> <p>エ 当該外部団体の業務と三田市の業務との関連性</p> <p>オ その他必要な事項</p> <p>(3) 以上の予備調査及び外部団体に対する事情聴取の結果に基づき、今後の方向性として、次の判断基準を設けることとした。</p> <p>I 見直しの対象に該当しない場合</p> <p>① 当該外部団体の業務の全部が三田市の業務であると判断することができること。</p> <p>② 当該外部団体の業務の全部が三田市と共同して行う業務であり、その三田市の分担している部分が、三田市が行う業務であると判断することができること。</p> <p>II 見直しの対象に該当するもののうち、職務に専念する義務の免除の特例に該当すると認められる場合</p> <p>① 当該外部団体の業務の全部が国、県又は他の地方公共団体の業務であり、次のいずれにも該当すると判断することができること。</p> <p>(i) 当該団体の業務の全部又は一部が三田市の事務又は事業と密接な関連を有するものである。</p> <p>(ii) 三田市がその施策の推進を図るため人的支援を行うことが必要である。</p> <p>② 当該外部団体の業務の全部が公益性・公共性が高いものであり、次のいずれにも該当すると判断することができること。</p> <p>(i) 当該団体の業務の全部又は一部が三田市の事務又は事業と密接な関連を有するものである。</p> <p>(ii) 三田市がその施策の推進を図るため人的支援を行うことが必要である。</p> <p>(iii) 当該団体の業務に営利性が認められない。</p> <p>(4) 以上の判断基準に照らし、事情を聴取した以外の外部団体についても、当該外部団体の規約や会則等をもとに検討した結果は、次に掲げるとおりである。なお、それぞれの団体の詳細については、別表を参照されたい。</p> <p>【類型1（判断基準I－①適合）】</p> <p>① 三田市健康推進員</p>
--	--

② 三田市青少年補導委員会

【類型 2 (判断基準 I - ②適合)】

① 三田国際マスタートズマラソン実行委員会

② 三田市同和教育研究協議会

③ 三田まつり実行委員会

④ さんだ動物愛護フェア実行委員会

⑤ 県道三田後川上線道路整備促進既成同盟会

⑥ 三田まちなみガーデンショー実行委員会

【類型 3 (判断基準 II - ①適合)】

① 三田地区保護司会

② 三田市民生委員児童委員協議会

【類型 4 (判断基準 II - ②適合)】

① 三田市職員互助会

② スポーツクラブ 21 さんだ連絡協議会

③ 三田市体育協会

④ 三田市体育振興会連絡協議会

⑤ 三田市子ども会連絡協議会

⑥ 三田ユネスコ協会

⑦ 三田市区・自治会連合会

⑧ 三田市連合婦人会

⑨ 三田市遺族会

⑩ 三田市赤十字奉仕団

⑪ 三田市緑の少年団

⑫ 三田市菊花会

⑬ 三田市企業同和教育推進協議会

⑭ 三田市さつき会

⑮ 三田市防火安全協会

⑯ 三田市 P T A 連合会

【類型 5 (判断基準 I、II に適合しないもの)】

① 三田市観光協会

4 提言

(1) この調査は、現在、三田市は市民活動団体等と協働により成熟都市にふさわしいまちづくりを進めているが、その際の三田市職員の関わり方について、法的手建てを整理し、公私協働のまちづくりの助力となることを目的とするものである。

	<p>なお、三田市職員が外部団体の業務を行う際には、当然のこととして、三田市が本来果たすべき業務に支障が生じてはならないことは言うまでもなく、さらに、外部団体の自治を尊重するとともに、その独立性についても十分に配慮しなければならないことに留意する必要がある。その意味においては、三田市職員の関わり方としては、必要な範囲内に限定されたものでなければならない。</p> <p>(2) そうした観点のもと、上記3に掲げる調査結果に基づき、「職務専念義務の免除」と「給与の支給」についての法的仕組みとして、次のとおり提言する。</p> <p>ア 上記3(3)Ⅱに該当する外部団体のうち、関わりの頻度の高い次の団体は、当該外部団体名を三田市の関係する条例・規則に列記したうえで、任命権者の承認を得たものとみなすよう規定を整備する。</p> <p>(ア) 三田市区・自治会連合会</p> <p>(イ) 三田市民生委員児童委員協議会</p> <p>(ウ) 三田市赤十字奉仕団</p> <p>(エ) 三田市PTA連合会</p> <p>イ アに掲げる以外の外部団体については、現行規定のとおりあらかじめ任命権者の承認を得るものとする。ただし、繁忙時期が限定されるものにあつては、事務効率を勘案し、例えば月を単位とするなど期間を定めて一括してあらかじめ承認を求めることも可能とする。その他、運用の細部については、この提言の趣旨に従い、三田市において検討されたい。</p> <p>ウ なお、整備の対象となる関係条例・規則は、次に掲げるとおりとし、過去に遡及して適用することを前提としたものとする。</p> <p>(ア) 「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」</p> <p>(イ) 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職の職員の給与に関する条例施行規則」</p> <p>エ なお、三田市観光協会については、公益性・公共性が認められるものの、他方で収益事業を行うなどの営利性が認められることから、必ずしも上記判断基準Ⅱ-②に適合するとは言い難い。もっとも、三田市観光協会は、「武庫川さくら回廊ウォーク」をはじめとする様々な観光客誘致イベントを実施するほか、ツーリズム情報の発信、観光案内業務を担う三田市総合案内所「キッピーナビ」の運営等を通じ、観光事業の振興や観光資源の開発・保存など、これま</p>
--	---

	<p>でから三田市の観光行政の発展に重要な役割を果たしてきたところである。</p> <p>このように、三田市観光協会は、三田市の事務又は事業と密接な関連を有する公益性・公共性を持つ団体であり、その活動の一部に営利性が認められることのみをもって、三田市職員が同協会事務局員として同協会の業務に従事することが一概に違法であると言えるものではないが、今後の方向性としては、三田市職員の関わる事務を限定することや、事務局体制を見直すことなど、同協会事務局の独立に向けた検討を進めるべきである。</p> <p>(3) 公私協働のまちづくりは、今後一層推進されるべき課題である。公私協働においては、各市民活動団体の自主性、独立性を尊重しつつ、市民活動団体と行政機関のそれぞれの特質を最大限発揮して共通の課題に取り組むことが求められる。三田市職員が当該団体の業務に携わる場合には、本来の三田市の業務と各市民活動団体の事務とを混同することなく、それぞれの立場を尊重して事務に当たるべきである。</p> <p>市長にあつては、公私協働の取組みの推進に当たり、この提言を踏まえて速やかに必要な規程類の整備を行い、三田市職員が明確な位置づけの下で公私協働に参加できるように配慮されたい。また、今後、三田市が外部の市民団体等と協働してまちづくりを行おうとする際には、この提言の趣旨に適合するかどうかを十分精査するとともに、三田市職員の関与のあり方などを継続的に見直されることを要望する。</p> <p>別表（下記参照）</p>	
調査実施通知年月日	平成27年 4月10日	要した日数
調査結果通知年月日	平成28年 3月16日	341日間

自己発意第1号調査（別表）

【類型1（判断基準I-①適合）】

No.	団体名(担当部署)	事務時間 (年間)	繁忙期	摘要	備考
1	三田市健康推進員 (健康増進課)	185	2・3月	対象外	三田市の業務
2	三田市青少年補導委員会(こども 政策課青少年育成センター)	1,000	通年	対象外	三田市の業務

【類型 2 (判断基準 I - ②適合)】

No.	団体名(担当部署)	事務時間 (年間)	繁忙期	摘要	備考
1	三田国際マスターズマラソン実行委員会(生涯学習支援課)	3,000	通年	対象外	三田市との共同業務
2	三田市同和教育研究協議会 (人権推進課)	465	通年	対象外	三田市との共同業務
3	三田まつり実行委員会 (商工観光振興課)	1,673	6~8月	対象外	三田市との共同業務
4	さんだ動物愛護フェア実行委員会 (生活衛生課)	125	通年	対象外	三田市との共同業務
5	県道三田後川上線道路整備促進既成同盟会(道路河川課)	65	通年	対象外	三田市との共同業務
6	三田まちなみガーデンショー実行委員会(公園みどり課)	1,420	5月	対象外	三田市との共同業務

【類型 3 (判断基準 II - ①適合)】

No.	団体名(担当部署)	事務時間 (年間)	繁忙期	摘要	備考
1	三田地区保護司会 (福祉総務課)	102	通年	適当	国の業務
2	三田市民生委員児童委員協議会 (健康増進課)	4,162	通年	適当	国の業務

【類型 4 (判断基準 II - ②適合)】

No.	団体名(担当部署)	事務時間 (年間)	繁忙期	摘要	備考
1	三田市職員互助会 (人事課)	200	3・5月	適当	公益性・公共性が高い
2	スポーツクラブ21さんだ連絡協議会(生涯学習支援課)	130	通年	適当	公益性・公共性が高い
3	三田市体育協会 (生涯学習支援課)	90	10月	適当	公益性・公共性が高い
4	三田市体育振興会連絡協議会	40	1月	適当	公益性・公共性が高い

	(生涯学習支援課)				
5	三田市子ども会連絡協議会 (生涯学習支援課中央公民館)	35	通年	適当	公益性・公共性が高い
6	三田ユネスコ協会 (生涯学習支援課中央公民館)	207	11月	適当	公益性・公共性が高い
7	三田市区・自治会連合会 (コミュニティ課)	929	通年	適当	公益性・公共性が高い
8	三田市連合婦人会 (コミュニティ課)	250	4・7月	適当	公益性・公共性が高い
9	三田市遺族会 (福祉総務課)	139	5月	適当	公益性・公共性が高い
10	三田市赤十字奉仕団 (健康増進課)	539	4～7月	適当	公益性・公共性が高い
11	三田市緑の少年団 (農業振興課)	95	通年	適当	公益性・公共性が高い
12	三田市菊花会 (農業振興課)	30	11月	適当	公益性・公共性が高い
13	三田市企業同和教育推進協議会 (商工観光振興課)	115	通年	適当	公益性・公共性が高い
14	三田市さつき会 (公園みどり課)	462	3～5月	適当	公益性・公共性が高い
15	三田市防火安全協会 (消防本部)	224	通年	適当	公益性・公共性が高い
16	三田市PTA連合会 (学校教育課)	816	4・5月 11～1月	適当	公益性・公共性が高い

【類型5】

No.	団体名(担当部署)	事務時間 (年間)	繁忙期	摘要	備考
1	三田市観光協会 (商工観光振興課)	3,000	12～3月 6～9月	—	公益性・公共性が認められるものの、営利性が認められる

三田市オンブズパーソン条例

平成25年12月24日
三田市条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号）第42条第3項の規定に基づき、本市（以下「市」という。）に設置する三田市オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）の職務、意見等（意見、要望、苦情等をいう。以下同じ。）の申立て手続その他必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 オンブズパーソンの所管する事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為であって、次の各号に掲げる事項に該当しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は現に判決、裁決等を求め係争中の事項
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第75条、第98条第2項、第199条第6項、第242条及び第243条の2第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定に基づく求めに対し、監査委員が既に監査を実施し、又は現に監査を実施している事項
- (3) 議会に関する事項
- (4) 職員の自己の勤務内容に関する事項
- (5) オンブズパーソンの行為に関する事項
- (6) この条例に基づき既に意見等の処理が終了している事項

(職務)

第3条 オンブズパーソンの職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第10条の規定により申し立てられた意見等（以下「申立てに係る意見等」という。）を調査し、簡易迅速に処理すること。
- (2) 前号の申立てに係る意見等を端緒として、自己の発意に基づき取り上げた事案（以下「自己の発意に基づく事案」という。）を調査すること。
- (3) 申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案について、市の機関に対し非違の是正又は改善のため必要な措置（以下「是正等の措置」という。）を講ずるよう勧告すること。
- (4) 申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の原因が制度そのものに起因すると認める場合において、当該制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (5) 第3号の規定による勧告又は前号の規定による意見の表明の内容を公表すること。

(オンブズパーソンの責務)

第4条 オンブズパーソンは、市民の権利利益を擁護するため、公平かつ適切にその職務を遂行

するとともに、市政に関して広く情報収集に努めなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民その他この制度を利用する者は、この条例の目的を達成するため、この制度の適正かつ円滑な運営に協力しなければならない。

(組織等)

第7条 オンブズパーソンの定数は、2人とし、そのうち1人を代表オンブズパーソンとする。

2 オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

3 オンブズパーソンの任期は、3年とし、1期に限り再任されることができる。

4 オンブズパーソンは、それぞれ独立して職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。

(兼職等の禁止)

第8条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

(解嘱)

第9条 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、職務上の義務違反その他オンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認める場合又は前条各項の規定に反する場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。

2 オンブズパーソンは、前項に規定する場合を除くほか、在任中、その意に反して解嘱されることがない。

(意見等の申立て)

第10条 市の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為について利害関係を有する者(次条第2項に該当する場合を含む。)は、オンブズパーソンに対し、意見等を申し立てることができる。

2 前項の規定による意見等の申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなけ

ればならない。ただし、オンブズパーソンが書面によることができない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 意見等を申し立てようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 意見等の申立ての趣旨及び理由並びに意見等の申立ての原因となった事実のあった年月日

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 意見等の申立ては、代理人により行うことができる。

（意見等の調査）

第11条 オンブズパーソンは、意見等の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該意見等を調査しない。

(1) 第2条に規定するオンブズパーソンの所管する事項でないとき。

(2) 意見等の申立てをした者（以下「意見等申立人」という。）が、意見等の申立ての原因となった事実について利害を有しないとき。

(3) 意見等の内容が、意見等の申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(4) 虚偽その他正当な理由がないと認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが相当でないと認めるとき。

2 オンブズパーソンは、前項第2号に該当するときであっても、市民の権利利益の擁護を図るため必要があると認めるときは、市の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為について調査することができる。

（調査の通知等）

第12条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案を調査する場合は、あらかじめ、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、前条第1項の規定により調査しないときは、意見等申立人に対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければならない。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止することができる。

4 オンブズパーソンは、前項の規定により申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を中止したときは、理由を付してその旨を、申立てに係る意見等にあつては意見等申立人及び第1項の規定により通知した市の機関に、自己の発意に基づく事案にあつては同項の規定により通知した市の機関に速やかに通知しなければならない。

（調査の方法等）

第13条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。

2 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要があると認めるときは、関係人又は関係機関に対し、質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し、調査、鑑定、分析等を依頼することができる。

4 オンブズパーソンは、規則で定める標準処理期間内に調査を終えるよう努めるものとする。
(調査結果の通知)

第14条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を終了したとき(第12条第3項の規定に該当する場合を除く。)は、その結果を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものに速やかに通知しなければならない。

(1) 申立てに係る意見等 意見等申立人及び第12条第1項の規定により通知した市の機関

(2) 自己の発意に基づく事案 第12条第1項の規定により通知した市の機関

(勧告及び意見表明等)

第15条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査の結果、その原因が制度そのものに起因すると認めるときは、関係する市の機関に対し当該制度の改善を求めるための意見の表明をすることができる。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等について第1項の規定により勧告し、又は前項の規定により意見の表明をしたときは、意見等申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(勧告及び意見表明の尊重)

第16条 前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見の表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(報告等)

第17条 オンブズパーソンは、第15条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見の表明をしたときは、当該勧告又は意見の表明をした市の機関に対し、その是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置又は制度の改善の状況について報告するものとする。この場合において、是正等の措置又は制度の改善を講ずることができない特別の理由があるときは、理由を付してオンブズパーソンに報告しなければならない。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等について前項の規定による報告があったときは、

意見等申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(公表)

第18条 オンブズパーソンは、第15条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見の表明をしたとき又は前条第2項の規定による報告があったときは、その内容を公表するものとする。

2 オンブズパーソンは、前項の規定により公表を行うときは、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(事務局)

第19条 オンブズパーソンに関する事務を処理させるため、規則で定めるところにより事務局を置く。

(活動状況の報告)

第20条 オンブズパーソンは、毎年、規則で定めるところによりその活動状況について市長に報告するとともに、これを公表するものとする。

(この条例の見直し)

第21条 市長は、この条例の施行状況を把握し、5年ごとに検証しなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の1年前の日以後にあった事実に係る意見等について適用し、施行日の1年前の日前にあった事実に係る意見等については、適用しない。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表保育所嘱託医の部の次に次のように加える。

オンブズパーソン	日額 45,000円
----------	------------

(三田市まちづくり基本条例の一部改正)

4 三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第42条第3項中「別に条例で定めます。」を「三田市オンブズパーソン条例（平成25年三田市条例第41号）で定めるところによります。」に改める。

三田市オンブズパーソン条例施行規則

平成26年2月12日
三田市規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市オンブズパーソン条例（平成25年三田市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(代表オンブズパーソン)

第3条 条例第7条第1項に規定する代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンの互選により定める。

2 代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンに関する事務を統括する。

3 代表オンブズパーソンに事故があるとき又は代表オンブズパーソンが欠けたときは、他のオンブズパーソンがその職務を代理する。

(オンブズパーソン会議)

第4条 次の各号に掲げる事項を協議するため、オンブズパーソン会議を設ける。

(1) オンブズパーソンの職務執行の方針に関すること。

(2) オンブズパーソンの活動状況の報告に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、オンブズパーソンの協議により必要と認める事項

2 オンブズパーソン会議は、代表オンブズパーソンが招集し、その議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、オンブズパーソン会議の運営に関し必要な事項は、代表オンブズパーソンがオンブズパーソン会議に諮って定める。

(特別な利害関係にある企業等)

第5条 条例第8条第2項に規定する市と特別な利害関係にある企業その他の団体とは、主として市に対し請負をするものをいう。

(意見等の申立て)

第6条 条例第10条第2項本文に規定する意見等の申立ては、意見等申立書により行うものとする。

2 条例第10条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、他の制度への手続の有無に関する事項及び代理人に関する事項とする。

(正当な理由)

第7条 条例第11条第1項第3号ただし書に規定する正当な理由があるときとは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 意見等の申立てに係る事実が極めて秘密のうちに行われ、1年を経過した後初めて明らか

にされたとき。

(2) 天災地変等による交通の途絶により、申立期間を経過したとき。

(3) 意見等の申立てに係る事実が継続しているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、オンブズパーソンが正当な理由があると認めるとき。

(調査実施の通知)

第8条 条例第12条第1項に規定する市の機関に対する通知は、調査実施通知書により行うものとする。

(意見等について調査しない旨の通知)

第9条 条例第12条第2項に規定する意見等申立人に対する通知は、意見等について調査しない旨の通知書により行うものとする。

(調査中止の通知)

第10条 条例第12条第4項に規定する意見等申立人及び市の機関に対する通知は、調査中止通知書により行うものとする。

(身分証明書の携帯等)

第11条 オンブズパーソンは、条例第13条に規定する調査を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人等に提示するものとする。

(調査の標準処理期間)

第12条 条例第13条第4項に規定する規則で定める標準処理期間は、2箇月とする。

2 前項の期間内に調査を終わらない事項については、2箇月を経過するごとに意見等申立人及び市の機関に経過を報告するものとする。

(調査結果の通知)

第13条 条例第14条に規定する意見等申立人及び市の機関に対する通知は、調査結果通知書により行うものとする。

(勧告及び意見表明の通知)

第14条 条例第15条第3項に規定する意見等申立人に対する通知は、勧告・意見表明通知書により行うものとする。

(報告等)

第15条 条例第17条第2項に規定する報告は、是正等措置・制度改善等状況報告書により行うものとする。

2 条例第17条第3項に規定する意見等申立人に対する通知は、是正等措置・制度改善等状況通知書により行うものとする。

(公表)

第16条 条例第18条に規定する勧告、意見の表明又は報告の内容の公表は、市広報紙、市ホームページへの掲載により行うものとする。

(オンブズパーソン事務局)

第17条 条例第19条の規定により、広聴主管課にオンブズパーソンの事務局を置き、その庶務を処理するものとする。

(活動状況の報告及び公表)

第18条 条例第20条に規定する市長への活動状況の報告は、年度ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 意見等の申立ての件数、内容及び処理の状況
- (2) 自己の発意に基づく事案の調査の件数、内容及び処理の状況
- (3) 勧告、意見表明及び是正等の措置の報告の要旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 第16条の規定は、活動状況の報告の公表について準用する。

(様式)

第19条 この規則の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。